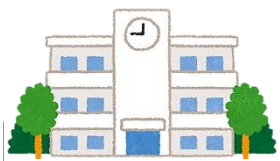


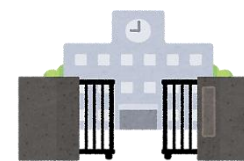
【図解】旭川市における「多様な学びの場」(令和8年度版)

旭川市教育委員会



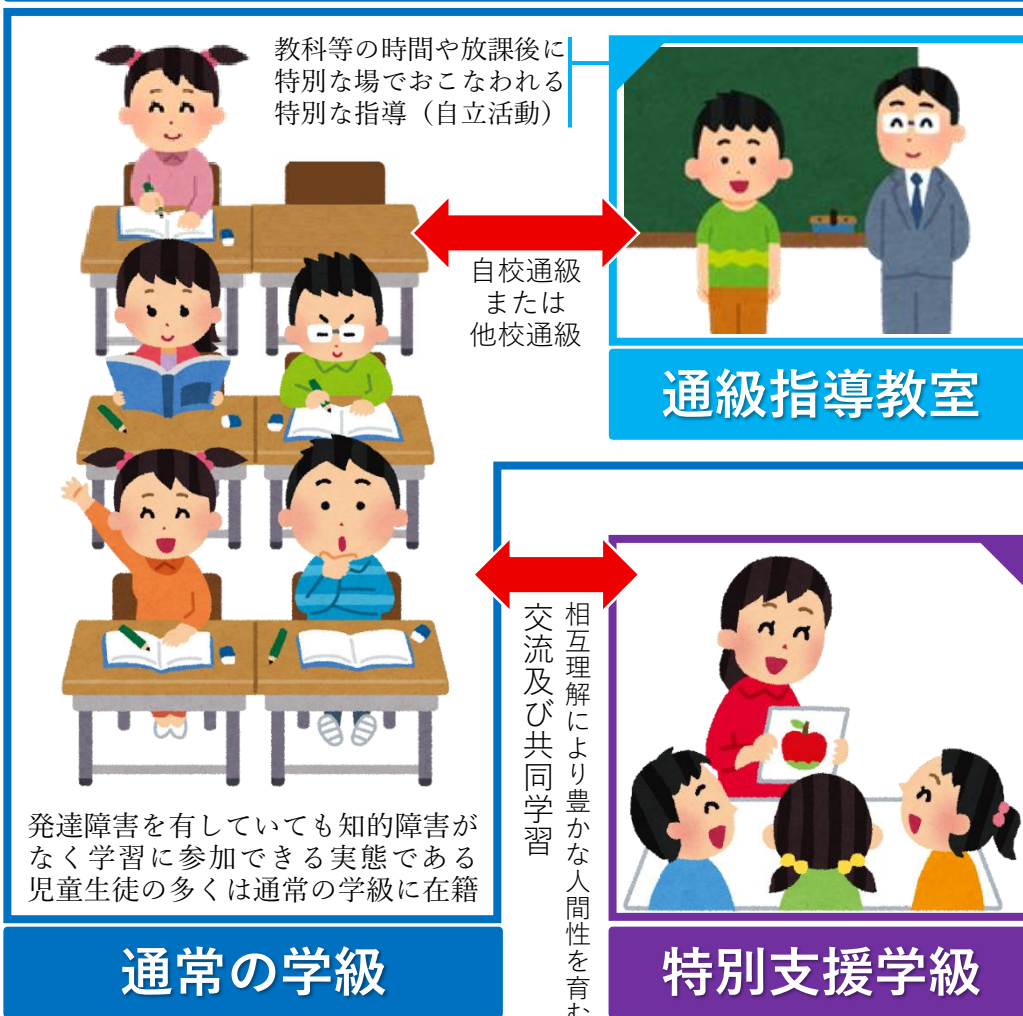
旭川市立小学校：50校／旭川市立中学校：25校／計75校(令和8年5月1日現在)

小中学校



すべての学校が「北海道立」

特別支援学校



- ▶ 難聴
- ▶ 言語障害
- ▶ 情緒障害
- ▶ (1h/週～8h/週)
- ▶ 学習障害等
- ▶ (1h/月～8h/週)

小学校 18校
中学校 9校に設置

週の授業時数の半分以上を特別支援学級で学ぶことが必要な程度の障害のある児童生徒(1学級8名)

- ▶ 弱視
- ▶ 難聴
- ▶ 知的障害
- ▶ 肢体不自由
- ▶ 病弱・身体虚弱
- ▶ 自閉症・情緒障害

小学校 49校
中学校 23校に設置



- ▶ 旭川盲学校
- ▶ 旭川聾学校
- ▶ 鷹栖養護学校(知的障害)
- ▶ 東川養護学校(知的障害)
- ▶ 旭川養護学校(肢体不自由)

※特別支援学校への就学は学校教育法施行令第22条の3に示されている「就学基準」を満たすことが必要

子どもたちのことを
関係する人たちで共有しましょう!



通級指導教室や特別支援学級で学び、実態に応じた適切な支援の提供を受けようとする際には、個別の支援計画の様式を含む「すくらむ あさひかわ」を整えることが必要です。
「すくらむ あさひかわ」は、障害や疾病の有無に関わらず、子どもの育ちと学びを記録するためのツールです。